

ハラスメント防止マニュアル

徳風館

令和8年4月1日発行

令和8年9月1日改訂

令和8年9月15日加筆

発行責任者：高津 輝明

1. はじめに

マニュアルの目的

本マニュアルは、徳風館におけるセクシャルハラスメント（セクハラ）、モラルハラスメント（モラハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）等のハラスメント行為を未然に防止し、健全で安全な環境を維持することを目的としています。会員一人ひとりが安心して活動できるよう、ハラスメントと正当な指導の違いを明確に示し、適切な対応と予防策の指針とします。

ただ、武道の性質上、時と場合によって稽古量や内容が変わることがありますが、それぞれが「体調悪い」や「水が飲みたい」などの場合は指導者に申告してください。

詰めて稽古している時は、指導者は後ろ向きではなく成長すると確信を持って指導に当たってください。

当会の基本方針

- 当会は、会員の人格を尊重し、嫌がらせや差別のない公平な環境づくりを推進します。
- 指導は、相手の尊厳を傷つけず、成長を目的としたものでなければなりません。
- ハラスメント行為は厳しく禁止し、発見時は迅速かつ適切に対応します。
- 会員および指導者は本マニュアルの内容を理解し、遵守する責任があります。

2. ハラスメントの定義

セクシャルハラスメント（セクハラ）

身体的、言葉、行動などにより性的嫌がらせを行うこと。具体的には以下が含まれます。

- 不適切な身体接触や性的な言動。
- 性的な冗談や下品な発言、同意のない常識の範囲を超える写真、動画の強要。（必ず確認を要する）
- 性別に基づく差別的な扱い。
- 相手が不快に感じる性的な誘いなど。

モラルハラスメント（モラハラ）

言葉や態度で精神的に追い詰めたり、人格を否定すること。例としては、

- 過度な叱責や侮辱、人格を否定する言葉遣い。
- 無視や悪口、仲間外れにする行為。
- 不合理な要求や過剰な監視による心理的圧迫。

パワーハラスメント（パワハラ）

地位や権力を利用して、相手に不当な負担や嫌がらせを加えること。特徴は以下の通り。

- 指導の範囲を逸脱した暴言、暴力、人格否定。
- 過度な無理難題の押し付け。（無理と思った時は率直に相談すること）

- 指導に関係のない嫌がらせ。(断る権利の確認)

その他のハラスメント

当会では上記以外にも、会員間のあらゆる嫌がらせをハラスメントとして認識し、適切に対応します。

ただし、根拠なくなんでもハラスメントと呼称するのは「ハラスメントハラスメント」と言い、逆ハラスメントともなり得るので、まずは解決を試みることを優先する。

これらの定義は、会員が自分自身や他者の言動を客観的に判断し、ハラスメントを未然に防ぐための基本的な指標となります。具体例は後の章でさらに詳述します。

3. ハラスメントの具体的な言動例

セクハラの場合

- 稽古前後の更衣室で異性の身体に不必要に触れる、または性的な視線を送る。異性がいるのに着替えたりするのもご注意ください。
- 「お尻が引き締まってきたね」と性的な身体部位を褒める発言、または下ネタの冗談を繰り返す。
- 指導名目で腰や胸元に過度な接触をし、ストレッチを強要する。
- 個人の稽古写真を無断で SNS に投稿し、性的なコメントを付ける。
- 飲み会で「彼氏(彼女)いるの？俺と付き合えよ」などと立場を利用した誘いを掛ける。
- 会員を「可愛いから特別に教えてやる」と差別的に扱う。

モラハラの場合

- 「お前は才能がない、居合道に向いてない」と人格全体を否定する暴言を浴びせる。
- 稽古参加を仲間外れにする。
- 私生活の失敗（仕事や家庭問題）を稽古中に執拗に蒸し返し、精神的に追い詰める。
- 「お前のせいでみんなのレベルが下がる」と集団で非難させる。
- 過剰な監視をし、「いつも見張ってるぞ」と心理的圧迫を与える。
- 指導を求めたに関わらず、不当に「知らない」と知識を武器に排除すること。

パワハラの場合

- 指導者が竹刀で頭や顔を叩き、「のろま、ぶっ殺す」などと脅す。
- 合理性のない長時間素振りを強要し、熱中症寸前まで追い込む。（指導として必要な場合もあるので、必ず説明をして休憩も多めに取りながら注意して指導する）
- 地位を利用し、「俺の言うことを聞け」と業務外の私用（買い物や用事）を押し付ける。
- 失敗した会員を稽古から排除し、「お前は来るな」と宣告する。
- 過度な体当たりや組討ちを「鍛錬だ」と称して繰り返す。

4. 指導とハラスメントの区別基準

正当な指導の特徴

正当な指導は会員の成長を目的とし、尊厳を尊重したものです。例: 「抜刀のタイミングが遅い。もう一度ゆっくり確認しよう」と具体的な指摘をし、改善法を教える。

ハラスメントとの線引きポイント

判断基準	正当な指導の例	ハラスメントの例
目的	技術向上・精神鍛錬	感情発散・優位性誇示
方法	具体的な指摘と改善提案	人格否定・暴言・暴力
頻度・強度	適切な範囲で一時的	繰り返し・精神的苦痛を与える
影響	モチベーション向上	稽古意欲低下・不眠などの体調不良
立場利用	公平な指導	権力差を悪用した圧力

判断基準チェックリスト

- ・言動は技術指導に直結するか？（NO → ハラスメント疑い）
- ・相手が不快・苦痛を感じているか？（YES → 即時停止）
- ・第三者が見て適切か？（NO → ハラスメント）

これらにより、居合道の厳格な稽古文化を守りつつ、安全な環境を確保します。

| No. | 判断基準質問

| 正当な指導 (YES 例)

| ハラスメント疑い (NO 例)

| 1 | 言動は技術指導に直結するか？

| 抜刀の角度を具体的に修正 | 人格全体を否定する暴言

| 2 | 相手が不快・苦痛を感じているか？

| 指導後「ありがとう」と感謝される | 相手が怯えたり避ける

| 3 | 第三者が見て適切か？

| 他の会員も納得する指摘 | 周囲が「行き過ぎ」と感じる

| 4 | 感情の発散目的ではないか？

| 冷静に技術分析 | イライラをぶつける

| 5 | 具体的な改善提案をしているか？

| 「ここをこう直せば良くなる」 | 「ダメだ」「使えない」だけ

| 6 | 繰り返し同じ指摘を過度にしていないか？

| 必要時のみ | 毎回人格攻撃的に責める

| 7 | 身体的接触は必要最小限か？

| 正しい姿勢矯正のみ | 不要な触れ方や暴力

| 8 | 地位・年功を悪用していないか？

| 公平に全会員に指導 | 「俺の言う通りにしろ」圧力

- | 9 | 稽古意欲を高めているか？
 - | 成長を実感させる
 - | 辞めたいと思う原因になる
- | 10 | 私生活に踏み込んでいるか？
 - | 稽古内容のみ
 - | 家庭問題を蒸し返す
- | 11 | 性的・プライベートな話題か？
 - | 一切なし
 - | 下ネタや身体褒め
- | 12 | 安全基準を守っているか？
 - | 怪我防止を優先
 - | 過度な強度で熱中症リスク
- | 13 | 記録・証拠が残る形で指導か？
 - | 稽古ノート共有
 - | 口頭のための恫喝
- | 14 | 相手の成長段階に合っているか？
 - | 初心者から基礎
 - | 初心者に上級基準強要
- | 15 | 事後フォロー(励まし)があるか？
 - | 「次はできるよ」と声かけ
 - | 放置で精神的ダメージ残す

「俺が気に入らなければ辞めろ」と凄む行為の分類

この言動は**パワーハラスメント（パワハラ）**に該当します。指導者の地位・権力を利用し、**個人感情に基づく恫喝**で相手を退会に追い込む典型例です。

類型	該当理由	具体的な問題点
パワハラ	優位的地位を悪用した精神的圧迫	「俺が気に入らないならやめろ」＝主観的感情で公正性なし。退会強要は指導外の嫌がらせ。
モラハラ	人格否定と無視・排除の脅し	技術指導と無関係に「辞めろ」と宣告し、精神的に追い詰める。

チェックリスト判定（前回の 15 項目から該当）

- No.2: 相手が不快・苦痛を感じる → 明確に YES（ハラスメント）
- No.4: 感情発散目的 → 明確に YES
- No.8: 地位を悪用 → 明確に YES
- No.9: 稽古意欲を下げる → 明確に YES

該当するハラスメント類型と理由

- | 状況
- | 正当な例
- | ハラスメント例（該当行為）|
- | 話し合い
- | 正当な話し合いに基づく解決
- | 俺が気に入らなければ辞めろ |

マニュアル記載推奨文例

禁止行為例（パワハラ）：「気に入らないから辞めろ」「お前なんか来るな」と個人的感情で退会を迫る言動。指導とは無関係の恫喝であり、即時相談対象。

この行為は居合道精神（礼儀・和）を損ない、**法的責任も生じます**。指導者は感情コントロールを徹底してください。

参照：令和7年度 公社福岡県剣道連盟 剣道伝達講習会マニュアル

相談者のプライバシー保護

相談者の個人情報は調査関係者のみ共有。解決後も守秘義務が継続します。不利益な扱いは禁止。

6. トラブル対応の流れ（案）

トラブルになる前にまずは率直に話し合える人間関係を構築して、たとえ無段者でも、やめてくださいと言える雰囲気醸成することが第一です。どうしても第3者の介入が必要と感じた場合は、代表、事務局長、お世話係までご相談ください。相談者や対象者、お互いに不利益にならないように留意して解決を図ります。

相談受付から解決までの手順

1. 受付（即日）：相談記録を作成し、事実確認を開始。
まずは対応する係を3名以上設置する。
2. 事実調査（3～7日以内）：当事者・目撃者へのヒアリング（録音記録）。
迅速に聞き取り調査して判断できる材料を集める。
ただしこの時点で係員立会の元話し合いで解決できるなら穏便に解決する。
3. 判断・処分決定：チェックリスト使用し、ハラスメント認定時は処分。
揉めた場合は係が資料を作成して理事会に報告して判断を仰ぐ。
4. 解決・フォロー：被害者支援、再発防止策実施。1ヶ月後に確認。
解決ののちまたそのような傾向が現れていないかなどを注視して危ない時は本人に注意する。

調査の進め方

- 中立的な調査委員（3名以上）を任命。申立者に立場の近い人（女性なら女性とか）、対象者（同様）、理事
- 両論併記で公平に記録。「指導かハラスメントか」を判定。個人的なことなのか居合道の中の内容かなどを判断。例：暴言の場合、「技術指摘か人格否定か」を確認。

7. 予防と啓発活動

当会では皆が不快な思いをせずに、前向きに頑張るように方向づけて、否定的な言動を避け、指導者と会員、および保護者がよく話し合い、お互いに理解を深め活動できるように心

がける。

指導者は会員に、会員は指導者にお互いにきちんと話し合える雰囲気作りをすることも大切である。

定期研修と教育

- 入会時研修: 新規会員にマニュアル説明とチェックリスト配布。全員署名取得。
- 年2回の指導者研修: 全剣連ガイドラインに基づくハラスメント防止講習（1時間）。ロールプレイングで指導例演習。

会員は互いにエスカレートする前に周りも「ちょっと厳しすぎです」とか指導者にフランクに囁けるような雰囲気を作りましょう。

- 敬語使用・感謝の言葉を習慣化
- 会議時等は動画や音声データーを宣言の上記録
- ポジティブフィードバックを 3:1 比率で実施（3褒め1指導）

8. 会員の義務と責任

ハラスメント防止のための行動規範

義務項目	具体的内容	違反時の対応
自己抑制	感情的言動禁止。冷静3秒ルール遵守	即時稽古停止・反省文提出
相互監視	不適切行為目撃時は即通報	通報怠慢も処分対象
被害者支援	相談者を受け止め、窓口へエスコート	無視・隠蔽は共犯扱い

ハラスメント行為の禁止

- 本マニュアル第2章の全行為を絶対禁止。通報義務と協力の必要性
- 調査への誠実協力必須。虚偽申告は除名相当
- 「見て見ぬふり」は組織全体の責任問題化

これらにより、居合道の「礼儀・和の精神」を守り、安全な稽古環境を維持します。全剣連基準準拠。

ハラスメント告発者・相談者・協力者に対する不利益取扱いを禁じます。

- 報復行為もパワハラとして処分（除名相当）
- 例: 「チクったやつは来るな」「告発したせいで雰囲気が悪くなった」など

9.附則

マニュアルの改訂・更新について

本マニュアルは、居合道同好会の健全な運営を維持するため、以下の基準で定期的に見直します。

- 年1回の改訂レビュー: 総会（毎年3月）で全会員投票により確認。ハラスメント事案発生時は即時更新。

•法令・ガイドライン対応: 全剣連倫理ガイドライン改正時

加筆

9月15日研修会の質疑において、相談を受けるのは窓口か？それとも近しい人間か？それは取次か？最後まで面倒を見るのか？などのご意見を受けました。

これについては一旦回答保留

暫定措置として、サイト上に「コンプライアンス相談窓口（メール）」を開設し、お困りごとを受け付けます。